

空き家バンク制度に関するよくある質問（Q&A）

Q1: 空き家バンクとは何ですか？

A1: 空き家バンクは、移住・定住を目的とした空き家の情報提供・マッチング制度で、空き家の所有者と利用希望者を結びつける仕組みです。

Q2: 利用する際の条件はありますか？

A2: 空き家バンクをご利用いただくには登録が必要です。
物件の登録及び利用の登録にてそれぞれ条件がございます。
詳細は、担当窓口にお問い合わせいただくか、各種Q&Aを確認ください。

Q3: 利用するメリットは何ですか？

A3: 物件登録者は無料で情報を周知することができ、
利用希望者は手頃な価格で物件を入手できるなどのメリットがあります。

Q4: 利用するデメリットは何ですか？

A4: 物件登録者は買い手・借り手が限られ(空き家バンクは利用登録者しか利用が出来ない)、
利用登録者は物件数及び詳細内容も多くないなどのデメリットがあります。
しかし、空き家バンク以外による取引を妨げるものではございませんので、
ご不安な方は不動産業者等にご相談いただくことをおすすめいたします。

Q5: 利用する際の注意点はありますか？

A5: 屋久島町空き家バンク制度では内覧の立ち会いや契約は
すべて所有者と利用希望者との直接交渉となります。
役場は内覧の立ち会いや契約手続き等一切関与出来ませんので、
ご不安な方は不動産会社等にご相談いただくことをおすすめいたします。

Q6: 利用する際のサポートはありますか？

A6: 空き家バンクへの登録など、ご利用いただくにあたりサポートをいたします。
空き家をお持ちの方で活用方法がわからない方や悩まれている方
のご相談などもお受けいたしておりますので、まずは担当窓口にご連絡ください。

登録可能物件に関するよくある質問（Q&A）

Q7: 不動産業者に依頼している物件でも登録はできますか？

A7: 登録できます。

空き家バンク制度は空き家バンク以外による取引を妨げるものではありません。

不動産業者に依頼している物件でも登録できます。

しかし、改修補助金を利用し不動産業者へ依頼する場合、注意事項があります。

詳細は、担当窓口までお問合せください。

Q8: 登録できる物件の条件は？

A8: ①居住可能な状態であることが前提

②所有者であることが確認できる書類が必要

詳細は、担当窓口までお問い合わせください。

Q9: どのような物件が登録できますか？

A9: 一戸建て、アパートなどの居住を目的とした建物が登録可能です。

居住可能な状態であることが前提なため、状態によって登録が難しい場合もあります。

Q10: 広いので、シェアハウスとして登録できますか？

A10: 登録可能です。

登録の際に募集世帯の数に分けて掲載をいたします。

詳細は、担当窓口までお問合せください。

Q11: 相続した物件で、所有権移転登記をしていませんが登録できますか？

A11: 賃貸の場合は相続人全員の同意があれば登録可能ですが、

売買の場合は所有権移転登記を行ってからの登録が必要です。

Q12: 物件が未登記の場合、登録は可能ですか？

A12: 未登記の物件は登録できません。

相続による所有権移転登記が未了の場合と同様、

登記を完了させてから登録してください。

Q13: 共有名義の物件でも登録できますか？

A13: 共有者全員の同意があれば、登録が可能です。

Q14: 物件の権利関係が複雑な場合、登録は可能ですか？

A14: 物件の権利関係が複雑な場合でも、所有者が権利関係を整理し、

必要な手続きを行うことで登録が可能となる場合があります。

詳細は、担当窓口までお問合せください。

Q15: 物件の所有者が法人の場合、登録は可能ですか？

A15: 法人名義の物件でも登録可能です。

Q16: 築年数が古い場合、登録は可能ですか？

A16: 築年数が古い場合でも、物件が居住可能な状態であれば登録が可能です。

Q17: 建物が老朽化している場合でも登録できますか？

A17: 修繕が必要な場合でも登録は可能ですが、居住可能な状態であることが前提です。

建物が著しく老朽化している場合や、構造的に問題がある場合は、

登録が難しいことがあります。

Q18: 家財道具は片付ける必要がありますか？

A18: 家財道具が残っている場合でも登録は可能ですが、
利用者は一番初めに写真も含めて判断いたします。
物件写真を公開する際には少しでも部屋の状態が分かりやすくなるよう、
最低限の片付けをおすすめします。

Q19: 家財が残っている場合、そのまま貸し出し、又は売却することも可能ですか？

A19: 借主または買主が合意すれば可能です。
借主または買主と直接交渉をお願いいたします。

Q20: 倉庫や畑などを同時に登録することはできますか？

A20: 登録いただく空き家とセットとして登録ができます。

Q21: 物件がペット飼育不可の場合、登録は可能ですか？

A21: ペット飼育不可の場合でも、条件として明記することで登録が可能です。

費用に関するよくある質問（Q&A）

Q 2 2：物件の登録に費用はかかりますか？

A 2 2： 空き家バンクへの物件の登録は無料で行えます。
ただし、所有者であることが確認できる書類などの、
「取得にかかる手数料」が必要となる場合があります。

Q 2 3：利用の登録に費用はかかりますか？

A 2 3： 空き家バンクへの利用の登録は無料です。
ただし、本町に住所を定めて5年以内と確認ができる書類などの、
「取得にかかる手数料」が必要となる場合があります。

Q 2 4：契約が決まった際に、仲介手数料は発生しますか？

A 2 4： 内覧の立ち会いや契約など、所有者と利用希望者との直接交渉となりますので、
仲介手数料が発生することはありません。
ただし、不動産仲介業者が管理者業者として入っている場合、
仲介手数料及び保証委託料等が発生いたします。
不動産仲介業者の有無に関しては空き家バンクサイト内、
各物件詳細ページ備考欄及び内覧時にご確認ください。

Q 2 5：不動産業者に仲介を依頼しないといけませんか？手数料はかかりますか？

A 2 5： 依頼をする必要はありませんが、
内覧の立ち会いや契約などを役場が関与することが出来ませんので、
ご不安な方は不動産業者の仲介をおすすめいたします。
ただし、不動産業者の仲介では
契約成立時には法律で定められた仲介手数料が発生いたします。

物件登録に関するよくある質問（Q&A）

Q26：物件を登録したいのですが、どのような手続きが必要ですか？

A26：「空き家バンク登録申込書」や「登録カード」を提出していただきます。
その他、「物件の位置図」、「間取り図」、「物件写真」、
「所有者が確認できる書類」などの提出をお願いいたします。
現地調査を経て、問題がなければ物件が登録されます。
詳細は、担当窓口までお問合せください。

Q27：物件の位置図とはなんですか？

A27：登録する物件の所在地が地図などで確認ができる書類です。
地図に登録する物件の所在地がわかるような印をつけたものや、
近隣の目印となるものから物件の位置関係がわかるように、
簡易な経路図を描いていただいたものでも問題ありません。
登録をする際に物件の位置を間違えないようにするためですので、
物件の位置が確認できるものであれば、どんなかたちでも問題ありません。

Q28：物件の間取り図がないのですが、どうすればいいですか？

A28：部屋の大まかな広さや位置関係、建物の形などがわかるように
簡易的に描いたもので問題ありませんので、ご提出ください。
現地調査の際に事前に把握するためですので、
間取りが事前に確認できるものであれば、どんなかたちでも問題ありません。

Q29：物件の写真は必要ですか？

A29：必要です。
登録にあたって現在の状況を確認するため、ご提出をお願いいたします。
物件の外観や内装、各種水回り設備、周辺環境などを撮影し提出をお願いいたします。

Q30：「所有者が確認できる書類」とはどんなものがありますか？

A30：「登記事項証明書(登記簿謄本)」があります。
その他、「固定資産税納税証明書」などの書類で代用できる場合もあります。

Q31：物件が登録されるまで、どのくらいの時間がかかりますか？

A31：手続きや物件の状態によりますが、登録に必要な書類をご提出いただき、
居住可能な状態であれば、現地調査後目安として2週間前後となります。
お急ぎの場合は申請時に担当にお伝えください。
その場で現地調査の日程調整が可能な場合があります。

Q32：物件の現地調査は必須ですか？

A32：物件の現地調査は必須です。
必要な書類をご提出いただいたのち、現地調査の日程を調整させていただきます。

Q33：物件の所有者が遠方に住んでいる場合、手続きはどのように進めればよいですか？

A33：内覧や交渉時に現地に対応する管理者をたてることができます。
遠方に住んでいて内覧等の対応が難しい場合は、管理者をたてて申請ください。
申請書類は郵送でも受け付けております。
申請すること自体が難しい場合は、所有者本人による申請が原則ですが、
委任状を提出することで代理人による手続きが可能となる場合があります。
詳細は、担当窓口までお問合せください。

Q 3 4: 賃貸と売買の両方に掲載することは可能ですか？

A 3 4: 賃貸と売買いずれかのページへの掲載となります。

備考欄に明記することは可能ですので、その旨お伝えください。

登録情報に関するよくある質問 (Q&A)

物件登録

Q3 5: 登録後、どのような情報が公開されますか？

A 3 5: 物件情報は、屋久島町空き家バンクの専用サイトに掲載されます。
公開される情報は、登録番号、賃貸及び売却の別、所在地区、物件の概要、希望価格、設備状況、間取り及び位置図、写真などとなります。

Q3 6: 物件の価格設定はどのように決めればよいですか？

A 3 6: ご自身で希望価格を決定してください。

Q3 7: 物件の価格設定にアドバイスはもらえますか？

A 3 7: 役場ではアドバイス等行っておりません。
ご自身で希望価格を決定してください。

Q3 8: 物件の価格設定に制限はありますか？

A 3 8: 価格設定に上限はありませんが、相場を大きく外れるような高額設定は、買い手や借り手が見つかりにくくなる可能性があります。

Q3 9: 賃貸の場合、契約期間の設定は可能ですか？

A 3 9: 所有者と借主で協議の上、契約内容を決定してください。

利用登録

Q4 0: どのような情報が公開されますか？

A 4 0: 利用者の情報は公開されません。
利用登録後、交渉申込後に、所有者に連絡先等のご登録情報をお伝えいたします。
(お名前、電話番号等のご連絡先、居住予定人数など)

利用登録に関するよくある質問（Q&A）

Q4 1: 利用登録するには、条件がありますか？

A4 1: 新規転入者であることが条件となります。

※新規転入者とは転入前3年以上他の市町村の住民基本台帳に記録されていた者で、本町に定住を目的として住所を定め5年以内の者。

詳細は、担当窓口までお問合せください。

Q4 2: 利用登録するにはどうすればよいですか？

A4 2: 「空き家バンク利用者登録申込書」と「誓約書」、

「新規転入者であることが確認できる書類」などの必要書類を提出します。

内容を確認次第、利用登録されます。

詳細は、担当窓口までお問合せください。

Q4 3: 「新規転入者であることが確認できる書類」とはどんなものがありますか？

A4 3: 「住民票」や「戸籍の附票」となります。

Q4 4: 外国籍でも利用登録できますか？

A4 4: 外国籍の方でも「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、

「定住者」若しくは「特別永住者」のいずれかの在留資格を有している場合、登録が可能です。

登録時に在留カードをご提示ください。

登録期間・更新に関するよくある質問（Q&A）

物件登録

Q4 5: 物件登録の期間に決まりはありますか？

A4 5: 原則、登録期間は2年です。

しかし、補助金を活用いただく場合など条件が異なります。

詳細は、担当窓口までお問合せください。

Q4 6: 物件登録期間が過ぎたら、連絡がありますか？

A4 6: ありません。

Q4 7: 物件登録期間が過ぎましたが、どうすればよいでしょうか？

A4 7: 引き続き空き家バンクに掲載をご希望される場合は、更新が必要となります。

Q4 8: 更新するにはどうすればよいでしょうか？

A4 8: 「空き家バンク登録更新申出書」を提出することで、更新が可能です。

登録情報に変更がある場合は「登録カード」を併せてご提出ください。

更新内容が確認され次第、ホームページや登録書類が更新されます。

Q4 9: 物件登録情報を変更したいのですが、どうすればよいでしょうか？

A4 9: 「空き家バンク登録事項変更届書」に変更内容を記載した「登録カード」を添えて提出することで、情報の変更が可能です。

申出内容が確認され次第、ホームページや登録書類が更新されます。

Q5 0: 物件登録の取消しをしたいのですが、どうすればよいでしょうか？

A5 0: 「空き家バンク登録取消申出書」を提出することで、登録の取消しが可能です。

申出内容が確認され次第、ホームページや登録書類が更新されます。

利用登録

Q5 1: 利用登録の期間に決まりはありますか？

A5 1: 登録期間は2年です。

Q5 2: 利用登録期間が過ぎたら、連絡がありますか？

A5 2: ありません。

Q5 3: 利用登録期間が過ぎましたが、どうすればよいでしょうか？

A5 3: 引き続き空き家バンクの利用をご希望される場合は、更新が必要となります。

Q5 4: 更新するにはどうすればよいでしょうか？

A5 4: 「空き家バンク登録更新申出書」を提出することで、更新が可能です。

登録情報に変更がある場合は「空き家バンク利用登録変更届書」

を併せてご提出ください。

更新内容が確認され次第、ホームページや登録書類が更新されます。

Q5 5: 利用登録情報を変更したいのですが、どうすればよいでしょうか？

A5 5: 「空き家バンク利用登録変更届書」を提出することで、情報の変更が可能です。

申出内容が確認され次第、ホームページや登録書類が更新されます。

登録後の利用に関するよくある質問（Q&A）

Q5 6: 利用する際の流れはどうなりますか？

A5 6: 所有者が物件を登録し、利用希望者が情報を確認、内覧・交渉申込から直接交渉を経て、契約にいたります。

Q5 7: 登録後、物件情報はどのように提供されますか？

A5 7: 下記URLから屋久島町の空き家バンク専用サイトから確認することができます。

[屋久島町空き家バンクサイト：https://yakushima-t46505.akiya-at-home.jp/](https://yakushima-t46505.akiya-at-home.jp/)

または「屋久島町 空き家バンク」で検索いただき、

屋久島町の空き家バンク専用サイトから確認することができます。

役場から紹介や新着物件の登録のご案内などは出来ません。

内覧・交渉・契約に関するよくある質問（Q&A）

Q5 8: 物件の内覧を希望するにはどうすればよいですか？

A5 8: 内覧ご希望の方は事前に空き家バンクの利用登録が必要となります。
利用登録完了後、内覧希望の物件を、役場担当者までご連絡下さい。

Q5 9: 内覧は役場の人以案内をしてくれるのですか？

A5 9: 役場の案内は出来ません。
役場から所有者に内覧希望の旨を連絡をいたします。
その後所有者から連絡が来次第、直接日程等の調整をお願いいたします。

Q6 0: 時間が空いたので今日内覧したいが可能ですか？

A6 0: 原則お断りしております。
所有者と連絡がとれ、都合が合えば可能な場合もあります。

Q6 1: 内覧時に必要な持ち物はありますか？

A6 1: 身分証明書(運転免許証やマイナンバーカードなど)を持参してください。

Q6 2: 内覧をしました。申込をしたいのですが、どのようにすればよいでしょうか？

A6 2: 「空き家バンク登録物件交渉申込書」を役場まで提出してください。
その後、所有者と利用希望者で契約内容や条件について交渉いただき、
合意が得られたら、その旨を役場担当までご連絡ください。
交渉は「空き家バンク利用登録完了済」かつ「空き家バンク登録物件交渉申込書」の
役場への到達が早い方からの先着順となりますので、
内覧時点で申込等の可能性があるようでしたら、
内覧申込時に合わせて、「空き家バンク登録物件交渉申込書」を
役場まで提出いただくことをおすすめいたします。

Q6 3: 現在交渉中の物件とはなんですか？

A6 3: 交渉申込が入っており、所有者と利用希望者で交渉中の物件となります。

Q6 4: 現在交渉中の物件の内覧はできますか？

A6 4: 交渉中の方が不成立になった場合のみ、内覧希望者の先着順でご案内いたします。

Q6 5: 現在交渉中の物件に交渉申込をした場合、所有者に比較して判断いただくことは可能ですか？

A6 5: 交渉は一名ずつとなります。
交渉中の方が不成立になった場合のみ、先着順での交渉のご案内をいたします。

Q6 6: 交渉が成立した後、手続きはどのように進められますか？

A6 6: 所有者と利用希望者とで契約を締結し、必要な手続きを進めます。
役場は契約手続きには関与できません。

Q6 7: 交渉が成立した後、役場への連絡は必要ですか？

A6 7: 交渉が成立した場合、役場への連絡が必要です。
情報の更新を行い、他の利用希望者に正確な情報を提供するためです。
所有者は「空き家バンク登録物件交渉結果報告書」を提出してください。
利用者の手続きは必要ありません。
以上で役場への手続きはすべて完了となります。

空き家改修費用に関するよくある質問 (Q&A)

Q 6 8: 空き家の改修に補助金がありますか？

A 6 8: 屋久島町移住者住宅取得事業等補助事業の中の
空き家改修費用支援事業として補助金制度を設けております。

Q 6 9: 補助金の対象者に制限がありますか？

A 6 9: 対象者は

- ①新規転入者で、中古物件を取得する者又は、空き家バンクに登録された物件を賃借する者
- ②空き家バンクに登録している物件又は登録しようとする物件の所有者等
です。

※新規転入者とは転入前3年以上他の市町村の住民基本台帳に登録されていた者で、
本町に定住を目的として住所を定め5年以内の者。

Q 7 0: 補助金を利用するにあたり条件がありますか？

A 7 0: ②空き家バンクに登録している物件又は登録しようとする物件の所有者等
が空き家改修事業をする場合においては、補助金の交付後5年以上引き続き、
空き家バンクに登録し、賃貸の用に供することという条件があります。
詳細は、担当窓口までお問合せください。

Q 7 1: 補助金の上限額はどのくらいですか？

A 7 1: 対象経費の2分の1、100万円が限度となります。
ただし、家財道具の撤去費は10万円が限度となります。

Q 7 2: 補助金の対象となる改修工事は何ですか？

A 7 2: ・台所、浴室、便所、洗面所等の改修及びこれに付属する装備の購入に係る経費
・内装、屋根、外壁等の改修に係る経費
・上記に伴う不要物の撤去に係る経費
・家財道具の撤去に係る経費
が、対象の工事となります。
詳細は、担当窓口までお問合せください。

Q 7 3: 補助金の対象となる改修内容に制限がありますか？

A 7 3: 制度の意図と合わない場合等に制限させていただく場合があります。
詳細は、担当窓口までお問合せください。

Q 7 4: 補助金の申請手続きはどのように進めればよいですか？

A 7 4: 一般的な流れは以下の通りです。

1. 窓口で事前相談を行う。
2. 必要書類を準備し、申請書を提出する。
3. 審査を受け、交付決定を受ける。
4. 交付決定後に工事を着工する。
5. 工事完了後、実績報告書、請求書を提出し、補助金を受け取る。

詳細は、担当窓口までお問合せください。

Q75: 補助金の申請に必要な書類は何ですか？

A75: 以下の書類が必要となります。

- ・ 移住者住宅取得事業等補助金交付申請書
- ・ 住宅改修等に係る経費を明らかにできる書類(見積書等の写し)
- ・ 現況写真(事業実施前の施工予定箇所)
- ・ その他必要と認める書類

詳細は、担当窓口までお問合せください。

Q76: 補助金の申請後、工事を開始しても問題ありませんか？

A76: 補助金の申請後、工事着手前に交付決定の通知を受ける必要があります。

交付決定の通知を受けた後でないと、補助金の対象外となります。

Q77: 補助金の申請はいつ行うべきですか？

A77: 工事着手前及び金銭授受が行われる前に申請をする必要があります。

工事着手後や金銭授受が行われた後の申請は、補助金の対象外となります。

Q78: 補助金は他の助成金と併用できますか？

A78: 併用可能な場合もありますが、併用できない場合もあります。

詳細は、担当窓口までお問合せください。

Q79: 補助金の対象となる工事費用はどのように算定されますか？

A79: 工事費用は、見積書に基づいて算定されます。

正確性に欠ける見積書の場合、補助金が減額または不交付となることがあります。

Q80: 補助金の対象となる工事業者は指定されていますか？

A80: 指定の工事業者はありません。

個人事業主や法人ではない者、

所有者が自ら改修する場合など、人件費などは対象外となります。

詳細は、担当窓口までお問合せください。

Q81: 補助金の交付はどのように決定されますか？

A81: 交付の決定は、申請書類等提出後、申請内容を審査し決定いたします。

Q82: 補助金の申請結果はどのように通知されますか？

A82: 申請結果は、申請内容の審査が終了し、決定後書面で通知いたします。

Q83: 補助金の交付決定後、工事内容の変更は可能ですか？

A83: 工事内容の変更は、事前に承認を得る必要があります。

無断で変更すると、補助金を交付できない場合があります。

事前に承認を得る際には「補助事業等変更・中止(廃止)承認申請書」に

「提出されている書類のうち申請内容に変更が生じたもの」を添えてご提出ください。

詳細は、担当窓口までお問合せください。

Q84: 補助金の交付はどのように行われますか？

A84: 工事完了後に実績報告書、請求書等を提出し、審査を受けた後に補助金が交付されます。

不備等ない場合は、役場への請求書到達後2～3週間後に入金となります。

報告内容に不備がある場合、交付が遅れることがあります。

Q85: 賃貸していた方が退去予定または退去しましたが、どうすればよいですか？

A85: 補助金の交付から5年以内であれば、空き家バンクへの連絡が必要です。
再度、空き家バンクホームページに掲載をし、募集をいたします。
不動産業者および個人で借主との契約が成立した場合は、
「空き家バンク登録物件交渉結果報告書」を提出ください。
空き家改修の補助金をご利用の場合で、
「空き家バンク登録物件交渉結果報告書」を提出がない場合、
補助金の返還請求をする場合がございます。

その他よくある質問（Q&A）

Q86: 空き家バンクに登録されている物件は、どのような状態ですか？

A86: 物件の状態は様々です。

最低限居住可能な物件から、改修工事済の物件もあります。

内覧時に物件の状態を確認して下さい。

Q87: 空き家バンクの購入や賃貸希望者はどんな人達ですか？

A87: 移住・定住の意思をもった新規転入者の方々です。

Q88: 空き家バンクに登録されている物件は、ペットの飼育は可能ですか？

A88: ペットの飼育可否は、物件ごとに異なります。

空き家バンクサイト内物件詳細ページや交渉時に確認ください。

Q89: 空き家バンクに登録されている物件は、敷金や礼金は必要ですか？

A89: 賃貸物件の場合、敷金や礼金が必要な場合があります。

物件毎に異なるため、空き家バンクサイト内の物件詳細ページや交渉時に確認ください。

Q90: 空き家バンクに登録されている物件は、すぐに入居できますか？

A90: 物件によって異なります。

すぐに入居を希望の方は交渉時に所有者に確認をお願いいたします。

Q91: 契約後、引越はいつできますか？

A91: 契約後、物件の引渡し日が決まります。

引渡し日以降に引越しが可能です。

詳細は交渉時や契約時に所有者に確認してください。

Q92: 空き家バンクの物件を購入してお店を開きたいです。

A92: 空き家バンクは、移住・定住を目的とした空き家の情報提供・マッチング制度です。

お店や会社事務所、社宅などの個人の住まい以外での利用の方は、お断りしております。

Q93: トラブルが発生した場合、どのように対応すればよいですか？

A93: 物件の交渉及び契約、管理に係るトラブルが発生した場合は、

「物件登録者」・「利用登録者」間で解決をお願いいたします。

役場は一切関与出来ません。

Q94: 利用者が改修をする際の補助金制度はありますか？

A94: 改修費用の補助が受けられる場合があります。

詳細は、担当窓口までお問合せください。

Q95: 改修の補助金制度を利用するには、どのような手続きが必要ですか？

A95: 空き家改修費用に関するよくある質問（Q&A）をご覧ください、

詳細は、担当窓口までお問合せください。

Q96: 改修費用の他に移住に関するサポートなどはありますか？

A96: 新規転入者の方であれば、賃貸住宅の家賃補助や引越しの際の費用、

または物件購入代金の一部を補助する制度があります。

詳細は、担当窓口までお問合せください。

※新規転入者とは転入前3年以上他の市町村の住民基本台帳に記録されていた者で、

本町に定住を目的として住所を定め5年以内の者。

Q97: 空き家バンクに登録すると、必ず売却や賃貸が決まりますか？

A97: 登録しても必ずしも売却や賃貸が決まるわけではありません。

物件の状態や価格、立地などが影響します。

Q98: 登録後、物件が売却または賃貸されない場合、どのような対応が必要ですか？

A98: 物件が一定期間売却または賃貸されない場合、登録内容の見直しや価格の再設定、

物件の修繕など、再度検討が必要となる場合があります。

Q99: 各種登録・補助金に関する相談はどこでできますか？

A99: 屋久島町役場観光まちづくり課【0997-43-5900（内線：236）】、

担当窓口で相談を受け付けています。